

## (1) 介護保険施設

(表9)

|                        |                         |        | 介護老人<br>福祉施設 | (再掲)<br>小規模生活単位型 |        |        |
|------------------------|-------------------------|--------|--------------|------------------|--------|--------|
|                        |                         |        |              | 22,570           | 94.1%  |        |
| I 介護事業収益               | (1) 介護料収益               | 21,910 | 99.3%        | 22,570           | 94.1%  |        |
|                        | (2) 保険外の利用料収益           | 146    | 0.7%         | 1,403            | 5.9%   |        |
|                        | (3) 補助金収入               | 502    | 1.0%         | 130              | 0.5%   |        |
|                        | (4) 国庫補助金等特別積立金取崩額      | 1,062  | 4.8%         | 1,119            | 4.7%   |        |
|                        | (5) 介護報酬査定減             | 0      | 0.0%         | 0                | 0.0%   |        |
| II 介護事業費用              | (1) 給与費                 | 12,604 | 66.7%        | 12,764           | 63.2%  |        |
|                        | (2) 減価償却費               | 1,810  | 8.2%         | 2,201            | 9.2%   |        |
|                        | (3) その他                 | 6,110  | 27.1%        | 6,326            | 26.4%  |        |
| III 介護事業外収益            | 借入金利息補助金収入              | 215    | 1.0%         | 9                | 0.0%   |        |
| IV 介護事業外費用             | 借入金利息                   | 204    | 0.9%         | 184              | 0.8%   |        |
| V 特別損失                 | 会計区分外借入金支出；本部費繰入（役員報酬等） | 20     | 0.1%         | 2                | 0.0%   |        |
| <i>（補助金を含まない収益ベース）</i> |                         |        | 566          | 100.0%           | 23,973 | 100.0% |
| 収益A (①=I-I-(4)-I-(3))  |                         | 19,586 | 88.9%        | 20,359           | 84.9%  |        |
| 費用A (②=II-I-(4)+IV+V)  |                         | 2,469  | 11.2%        | 3,614            | 15.1%  |        |
| 損益A (③=①-②)            |                         |        |              |                  |        |        |
| <i>（補助金を含む収益ベース）</i>   |                         |        | 22,675       | 100.0%           | 24,172 | 100.0% |
| 収益B (④=I-I-(4)+III)    |                         | 3,089  | 13.6%        | 3,813            | 15.6%  |        |
| 損益B (⑤=④-②)            |                         |        |              |                  |        |        |
| I 施設あたり定員数（病床数）        |                         | 66.9   |              | 65.3             |        |        |
| 施設数                    |                         | 991    |              | 15               |        |        |

通常、支払利息を上回る利息に対する補助は考えられない。  
元金補助が混入なら、精査する必要がある。

- 社会福祉法人に対する施設整備公費補助がほぼ無くなった今日、「補助金」がある事を前提とする「会計制度」・「介護事業経営実態調査」で、国庫補助金等特別積立金を取崩収入として捉える扱いでは、新たに整備する特別養護老人ホームや既存施設の建替えての運営はかなり難しくなる。
- 補助金があることを前提とする現在の介護報酬単価の設定で、補助金なしで整備する特養の経営モデルは、借入金等が多大となり、減価償却費や借入金利息等が大きなウエイトを占めることから、健全な経営モデルはできない。特に従来型の更新は不可能である。

## (3) 介護サービスの需要と供給のアンバランス(過当競争)が生じている実態について

- 特養はほぼ満床状態であり、各施設でかなりの待機者を抱えている。待機者の状況は都市部ほど多い。ただし、稼働率から言うと96%となっているのは、「3ヶ月以内の入院者は特養の籍を確保することができる」ため等によって、空きベッドが生じているためである。
- 地域によっては、特養ホーム整備の際に通所介護事業所を併設することから、過当競争状態が生じている。都市部においては、民間事業者との競合も起きている。
- 過疎地等においては、併設の通所介護・訪問介護事業所の利用数が少なく、非採算部門となっている例もある。法人トータルでの收支により、地域の福祉拠点としての役割を担っている社会福祉法人も多い。

(4) 本体事業所と出張所(サテライト)型特養施設の関係について

- サテライトの場合、緊急時の対応力が弱い。サービス分散化によるコスト増が課題。
- 実態としては、都市部の30人以下施設は経営が悪化し、赤字状態にある。
- 加算により評価する報酬体系が増えるほど、施設に一定の規模がなければ運営は困難。
- 小規模施設は、費用対効果の面において運営に無理がある。コスト高にならざるを得ない。

(5) 介護保険施設における、耐用年数経過後の建替費用に充当するための積み立てについて

<従来型特養ホームが、従来型のまま建て替えた場合>

平成18年度 1人1日あたりの事業活動収入 10,716円

| 経費内訳    | 現状平均  | 建て替え後  |
|---------|-------|--------|
| 人件費     | 61.7% | 61.7%  |
| 経 費     | 27.5% | 27.5%  |
| 支払利息    | 0.8%  | 2.3%   |
| 正味減価償却費 | 3.6%  | 10.0%  |
| 合 計     | 93.6% | 101.5% |
| 收支差額    | 6.4%  | △1.5%  |

正味減価償却費

減価償却費より国庫補助金等特別積立金取崩し額を控除した額

設定条件：老施協調査・平成18年度「ユニットある・なし」の收支状況

支払利息はH17の平均値を計上

新規の借入金 1人あたり500万円・金利2.0%

(3年目の支払利息 1人あたり1日246円(2.3%))

減価償却費は、「ユニットなし9.2%・ユニットあり11.5%」より、仮に10.0%としている。

※ 新たに施設を建て替えた場合には、光熱水費等の経費はかなり増えることから、赤字比率はこれより大きくなり、建て替えの資金計画は立てられない。

- 本来、耐用年数経過後の建替え資金に充当するための積立はすべきと考えているが、現行制度(報酬体系・会計制度)では、積立てできる環境がない。
- 経営的に可能なら積み立てしたいとの意向は強い。しかし現状の報酬単価では、人件費を抑えながら赤字を出さない経営努力が精一杯である。